社会福祉法人　晋栄福祉会

OMM ちどりキッズ　入園重要事項説明書　兼　同意書

お子様が入園する前に保護者の皆様に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

１　法人について

事業者名称	社会福祉法人　晋栄福祉会（しんえいふくしかい）
代表者氏名	理事長　　濵田　和則
法人住所	〒571-0026　大阪府門真市北島町 12 番 20 号
法人設立年月日	昭和 54 年 2 月 15 日

２　保育園について

事業所名称	OMM ちどりキッズ
保育園許認可日	2024（令和 6）年　12 月　1 日
保育園許可番号	2712807200025
代表者氏名	管理者　鶴田　由佳
保育園所在地	〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-7-31　OMM ビル 1 階
連絡先	電話番号　06-6232-8105 FAX 番号　06-6232-8105
ホームページ	https://www.chidori.or.jp/facility/hoiku_higashinoda_kids_OMM/
認可定員	０歳児　3 名　1 歳児　5 名　2 歳児　7 名　計 15 名
利用定員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童　12 名 満 1 歳未満の児童　3 名
連携保育園	認定こども園　東野田ちどり保育園 認定こども園　中之島ちどり保育園 御堂筋本町ちどり保育園

３　法人理念

『DO　FOR　OTHERS』

- 情熱をもち行動する
- 前進と振り返り、時に回り道も
- あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- よくコミュニケーションをとり連携を
- すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

４　園の方針

本園は児童福祉法の理念に基づき、大切な乳幼児期に人間形成の基礎を培うために必要な養護と発達に即した乳児保育を行い、健康で豊かな人間性と基礎的な教養を身につけたお子さま達を育てることを目標としています。

① 元気で生き生きしたこども（生命的発達）　② 明るく心豊かなこども（情緒的発達）
③ のびのびと戸外あそびを楽しむこども（健康的発達）
④ 友だちとよく遊び、互いに認め合えるこども（人間関係的発達）
⑤ 自然と触れ合うこども（環境的発達）　⑥ 言葉での表現を楽しむこども（言語的発達）
⑦ 自分で考え工夫するこども（表現的発達）　⑧ 楽しく食べるこども（食育的発達）

上記のようなこどもに育てるためにはご家庭の協力も是非必要ですので、よろしくお願いいたします。

５　保育園とは

（１）　保育園は、保護者の労働・病気等により保育を必要とする乳幼児を、保護者にかわって保育するところです。

（２）　保育は、乳幼児を「養護するはたらき」と「教育するはたらき」が一体となったものです。
こどもたちの健全な育成をめざして、目標を設定し、それをもとに年齢や発達に応じた保育を行います。

※こどもたちの望ましい成長には、規則正しい生活リズム・生活習慣を身につけることが大切です。そのために、家庭と保育園とが連絡をよくとり協力し合いましょう。

６　設備の概要

（１）　施設…SRC 造 22 階のうち１階部分
延べ面積（専有面積）：80.50 ㎡　（保育室計　40.38 ㎡）

（２）　主な設備…乳児室　１室
保育室　１室
その他　沐浴設備・幼児用トイレ・手洗い・多目的スペース・調乳スペース

７　提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）　特定教育・保育の提供
次頁９に記載する時間において保育を提供します。

（２）　当園の特色
健やかな心と身体つくり、基本的な生活習慣を身につけることを基本とし「食べる」「遊ぶ」「寝る」ことを保育の中で大切に取り組んでいます。絵本の読み聞かせにより、こどもたちが言語や表現などへの関心が高まる保育内容を積極的に取り組みます。

８　職員の職種、員数および職務内容

【管　理　者】　園務をつかさどり、所属職員を監督　　常勤　　１名
【保　育　士】　専門的知識をもって、園児の保育および
園児の保護者に対する保育に関する支援を行う　　常勤・非常勤　４名以上

９　生活ときまり

（１）休園日について

①休　日……日曜日・国民の祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

②その他（家庭協力日）……新年度準備日（３月３１日）※３１日が日曜日の場合は３０日

土曜日の保育は食数の把握のため、前月の指定期日までに土曜日予約表の提出をお願いします。（必要な方は職員までお申し出ください。連携園と共同保育となります）

※休園日については変更する場合がありますのでご了承のうえご利用ください。

※家庭協力日の日程を変更する場合があります。職員の研修等のために家庭協力日をお願いする場合があります。

※家庭協力日とは、保育の向上を図るための準備や研修の時間として、できるだけ家庭保育の協力をお願いしているものです。

（２）保育時間について

保育を提供する時間は次のとおりとします。

（１）　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定書を市町村から交付されている方の場合、7：50 から 18：50 までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

（時間外保育の利用にあたっては当園にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。）

（２）　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定書を市町村から交付されている方の場合、8：00 から 16：00 までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記時間以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は 7：50 から 8：00 までまたは 16：00 から 18：50 までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用にあたっては当園にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。）

① 新しく入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。したがって入園当初お子様の様子に合わせて、保育園の生活に慣れるようにしばらくの間、短時間の保育を行います。ご協力ください。

（３）　送り迎えについて

① 送り迎えは原則として保護者がしてください。やむを得ない場合は、保護者に代わり責任のもてる人を前もって連絡してください。（原則中学生以下の送り迎えは不可。）その際、園の発行する保護者カードを必ずインターホンに提示してください。（提示いただけない場合、送り迎えをお断りする場合があります。）

登園が遅くなる時や休む時は、必ず午前 9 時 20 分までに連絡してください。（給食食数締め切り）

② 送り迎えの時には、登降園時間をタッチパネルで入力をお願いいたします。

（４）給食について

当園では給食調理業務を以下の事業者に委託しております。

※下記事業者については変更することがあります。

事業者名：株式会社　魚国総本社

所在地：大阪市中央区道修町１丁目６番１９号

①どもたちの健全な発育に必要な栄養を取るため、バランスのとれた献立を工夫しています。

献立表は、毎月のおたより（給食だより）でお知らせしますので参考にしてください。

②楽しい雰囲気の中で食事をしながら、望ましい食生活習慣が身につくように気を配ります。

♪食前の手洗い　♪食前･食後のあいさつ　♪正しい姿勢で食べる　♪偏食をしない　等

③保育園の給食は、次のように提供します。（提供時間は保育内容により多少変更する場合があります。）

午前間食 10：00 頃　昼食 11：00 頃　午後間食 15：00 頃

※献立表は毎月お知らせします。

④安全、安心な給食をめざし、２大アレルゲン（卵・乳製品）を使わない給食を提供しています。

アレルギーマニュアルに沿ってアレルギー児の除去食・代替食に対応しております。

♪アトピーやアレルギーで
除去食が必要な場合はご相談ください。
（食物アレルギー対応マニュアルあり）

（５）午睡（ひるね）について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「午睡」は欠かすことができないものです。

毎日の「午睡」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。

個人用ベッドを使用します。清潔な寝具で心地よく体を休めます。

寝具は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換いたします。（リース使用となります。）

汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。

（６）服装と持ち物について

①服　装

（ア）服装は活動しやすく、上下離れた衣類（ズボン）で着脱しやすいものにしましょう。

（イ）薄着の習慣を付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。

（ウ）足に合う運動靴を履かせましょう。（つっかけやサンダル不可。）

②　持ち物（別紙参照）

（ア）持ち物や身につけるものには必ず「名前」を書いてください。

※同じような靴･ズボン･Ｔシャツ等がたくさんあります。

（イ）おもちゃやお金、食べ物などは持たせないように気をつけましょう。（アナフィラキシー考慮）

１０　入所・退所について

（入所）入所は、市町村から保育についての利用の要請を受けたときは、これに応じるものとする。

（退所）以下の場合には、保育の提供を終了するものとする。

（１）　保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

（２）　保護者が退所を申し出たとき。

（３）　その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

（４）　カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、充分な保育の提供が困難と判断した場合、（関係機関等と協議の上）退園となることがあります。

１１　保健衛生・健康管理・危機管理

（１）定期健康診断等について

①

春	秋
内科健診	内科健診
歯科検診	歯科検診

尿検査（２歳児）…年１回

※結果はその都度お知らせします。

（嘱託医）

内科嘱託医　太田診療所　　太田　祥彦　（北区天神橋 6-2-14）

歯科嘱託医　江藤歯科医院　江藤　賢治　（北区天神西町 3-14）

② 発育測定は、月１回行います。（０歳児のみ頭囲測定を年２回行います）

（２）病気の時の対応について

① お子さんにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。
保育中に発病･発熱した場合は連絡をしますのでお迎えにきていただくようにお願いします。
保護者の方とは必ず連絡がとれるようにしておいてください。

③ 保育園では原則として「薬」の投与はしていません。やむをえない場合はご相談ください。
（薬与薬連絡表を提出していただきます。）

④ 感染症等にかかった時や食中毒などになった場合は、休ませてください。医師の指示に従って、他の子どもへの感染の心配がなくなってから登園してください。登園する場合は「登園許可書」の提出をお願いします。

⑤ 食中毒について、病原性大腸菌（Ｏ１５７）、その他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。感染症を発症した園児が急増した場合や家族が感染症を発症した場合など、感染拡大防止のために発症していないお子様にもできるだけ家庭での保育をお願いすることがあります。

（主な感染症）

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・風疹（三日はしか）・水ぼうそう・ヘルパンギーナ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・流行性角結膜炎（はやり目）・とびひ・手足口病・感染性胃腸炎（ノロウィルス・ロタウイルス）・アデノウイルス感染症・RS ウイルス感染症・溶連菌感染症・咽頭結膜熱（プール熱）・コロナウイルス感染症・その他

（３）危機管理について

① 当園では安全上の観点により出入り口を施錠しております

園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。

保育所の損害補償（全国社会福祉協議会）

加入内容：傷害事故補償

日本スポーツ振興センター災害共済

※補償金額は状況によって異なります。

※保険会社は変更する場合があります。

② SIDS（乳幼児突然死症候群）対策

０、１、２歳児・・・ 5分ごとに確認（顔の向き、おう吐、顔色、熱、呼吸）

【園では】

全園児睡眠中のお子様の状態を観察、記録しています。

SIDSはうつ伏せ寝、周囲の喫煙も一つの要因と考えられておりますので、ご家庭でもご協力下さい。

＊万が一、園でSIDSが起こりました場合は司法解剖に同意していただくことになりますので、ご理解下さいますようお願い致します。（別紙参照）

③ 非常災害時について

非常災害時の対策として下記の通り行っています。

【非常時の対応】園の定める消防計画書により対応いたします。

【防災設備】 自動火災報知機 あり 消火器 あり

非常警報器具 あり 誘導灯 あり

スプリンクラー あり 避難器具 あり

ロールスクリーン等可能なものは防炎処理 あり

【避難・消火訓練】避難訓練は毎月実施、消火訓練は年に１回実施いたします。

１２ 特別支援教育・障がい児保育の取り組み

地域社会の中で障がいのあるこどもとないこどもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

１３ 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

（１） 年に１回以上職員に対して虐待防止研修を実施

（２） 虐待防止マニュアルの作成および運用

１４ 園児の利用状況

令和８年 ２月１日現在

	令和6年度	令和7年度	令和7年度2月
０歳児	２人	１人	４人
１歳児	５人	５人	５人
２歳児	０人	６人	２人

１５　連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受け入れ先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しています。

（１）連携内容

・園児が集団保育を体験する機会の設定、保育の適切な提供に必要な助言や保育内容に関する支援
・必要に応じて共同保育の提供
・給食提供の援助
・嘱託医の健診
・当園における保育修了に際して当該児童の継続的な受け入れ

（２）連携施設

「認定こども園　東野田ちどり保育園」
設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会
所在地：大阪市都島区東野田町 4 丁目 15-20

「認定こども園中之島ちどり保育園」
設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会
所在地：大阪市北区天神西町 3-16

「御堂筋本町ちどり保育園」
設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会
所在地：大阪市中央区南久宝寺町 2 丁目 6-7

１６　保育料・諸費用について

（１）保育料・諸費用について

毎月必要となる料金は下記のとおりです。請求書を配付いたします。納付してください。

（納付期限：原則　毎月 27 日）

① 保育料・諸費用は原則三井住友銀行の口座より口座引き落としとなります。引き落とし日までに入金お願いします。
（口座開設の用紙がありますので、お手続きください。）

② 保育園を休まれても、原則保育料は月額分をお支払いいただきます。

③ 毎月必要となる料金は下記のとおりです。口座引き落とし日までに口座へ入金をお願いします。
※ 保育料（市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。）
※ リネン（寝具）代金　　月１，４５０円
なお、リネン代については途中退園時の場合においても返金できませんので予めご理解ください。

④ やむを得ず認定時間外（保育短時間認定の方 8：00 以前 16：00 以降）に登園・降園された場合は 10 分につき 100 円請求いたします。保育標準時間認定・保育短時間認定にかかわらず最終保育時間以降（午後 6：50）に降園された場合は３０分につき １，０００円請求いたします。超過料金は保育料その他諸費用と一緒に口座引き落としとなります。

⑤ 日本スポーツ振興センター災害共済
保育中及び登降園のけがに備えて、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していただきます。掛金は年間２４０円のご負担となります。入園時・進級時に請求いたします。

⑥ その他

・カラー帽子・防災ヘルメット・用品

入園時　５，０００円程度　　別紙申込書参照

・アルバム代

入園時　２，０００円（アルバム・キルティング代）

年１，０００円（写真代）

行事などで発生した費用に関しては事前に説明のうえ別途請求させていただく場合があります。

運営上及び物価事情等により金額を改訂させていただく場合があります。

・すまいる登園（オムツ定額契約）※希望者のみ

２，６４０円/月（紙おむつ・厚手おしり拭き　使い放題）

１７　個人情報の取り扱いについて

〇写真、映像等の掲示・掲載について

園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります。(例：ホームページやＳＮＳ・法人・園機関誌での写真掲載など）ご都合が悪い場合は園にお申し出ください。

〇医療機関（かかりつけ医、緊急時の受診先、医療機関受診時）について

保育園の管理下において、医療機関の受診が必要と判断された場合にかかりつけの医療機関に連絡をとることがあります。保護者の方に連絡が取れない場合もありますので、かかりつけの医療機関をご提示ください。また、やむを得ず救急搬送が必要になった場合の救急搬送先についてもご提示ください。

〇医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関に受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関から児童の病気やけがの状況に関する説明をうけることをご了承ください。

１８　当園の保育事業に関するご相談、ご意見、ご要望について

〇（相談窓口担当者）　OMM ちどりキッズ　　管理者　　鶴田　由佳

電話番号・ファックス番号　06-6232-8105

〇　第三者委員　なかよし福祉会　会長　水﨑　勝　　072-829-0948

※第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育サービスの質の向上を図るよう助言などを行う役割を担います。公平性・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

〇大阪府社会福祉協議会　運営適正化委員会（福祉サービス苦情解決委員会）

大阪市中央区中寺 1-1-54　大阪社会福祉指導センター1 階

〇もしくは、最寄りの区役所担当窓口　　中央区保健福祉課担当窓口　４階４３番

電話０６－６２６７－９８６５　までお問い合わせください。

〇「意見箱」の設置

随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

〇第三者評価の受審、自己評価の実施

第三者評価と自己評価につきましては、適宜実施する予定です。

〇こども子育て支援法第51条第２項もしくは第４項または第57条第２項もしくは第４項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし

１９　その他

① 行事予定などは、毎月のおたよりやその他園内の掲示文などでお知らせします。

② 「異動届」について

住所･名前･勤務先などが変った時はお知らせください。なお、緊急連絡先などの変更時も速やかにお知らせください。退園される場合は、早めにお知らせください。

③ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者の方に対する宗教活動、政治活動および営利活動は当園ではご遠慮ください。

区保健福祉課の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

※わからないことや相談などがありましたら、いつでも職員におたずねください。

説　明　者	㊞
氏名・職名	

〇入園申し込み

OMM ちどりキッズへの入園を申し込みます。また、利用するにあたっては、貴園の保育園入園重要事項説明書にあります諸規則その他取り決めを遵守いたします。

申　込　年　月　日	**２０　　年　　月　　日**
住　　所	**大阪市**
保　護　者　氏　名	㊞
児　　童　　氏　　名	㊞
生　　年　　月　　日	**２０　　年　　月　　日**
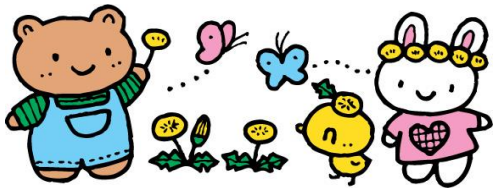
２０２６（令和８）年　２月　第４版